

## 介護職員処遇改善加算手当の支給に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人丹生谷会（以下「経営施設」という。）の給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省の介護職員処遇改善加算制度に基づき経営施設の職員に対し支給する介護処遇改善加算手当について、必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象者)

第2条 経営施設の職員で、厚生労働省の定める介護職員処遇改善加算制度の対象職種職員に対し、介護職員処遇改善加算手当を支給する。

### (支給額・支給時期)

第3条 介護職員処遇改善加算手当は、加算の算定額を上回る額で、経営施設が定める額を、介護職員のみを対象に、基本給（ベースアップ、特別昇給など）・賞与に含めて支給する。また一時金として支給する場合がある。夜勤を行う者については、1,500円増額して支給する。

2 介護職員等特定処遇改善加算手当は、加算の算定額を上回る額で、経営施設が定める額を、①経験・技能のある介護職員（介護福祉士を有する者で勤続年数の多い介護職員）、②①以外の介護職員、③その他の職種の者（手当等を含み、法定福利費等を除いて年収440万円を超える職員は対象外）の3グループに分け、①：②：③＝4：2：1と配分した額を基本給（ベースアップ、特別昇給）、賞与、一時金、夜勤手当等に含めて支給する。

### (在籍要件)

第4条 介護職員処遇改善加算手当は、支給日現在に在籍していない者については支給しない。

### (その他)

第5条 この規程は、介護職員処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

### 附則

1.この規程は令和1年9月1日から施行する